

生駒市議会市民懇談会

資料

第1部関係 議会改革の進捗状況

第2部関係 教育と子育て

■平成22年度までの議会改革の成果■

○平成19年4月以前

- ・本会議のインターネット中継
- ・一般質問の一問一答方式の試行的導入 など

○平成19年5月～平成23年3月

- ・全員協議会の公開
- ・政務活動(調査)費の用途等のインターネット公開
- ・議会報への各議員の表決の掲載
- ・市民との意見交換会の開催
- ・自由討議の運用指針の整備
- ・委員会におけるテーマ別調査の実施
- ・資産公開の実施 など

■ 議会改革特別委員会 ■

○ 設置・・・平成23年6月議会

○ 目的

① 広報・広聴および市民参加の実施

② 適切な行政監視の実行

③ 議会運営の改善

④ 議会基本条例の作成

○ 委員構成・・・議員10名

○ 設置期限・・・平成25年3月末日

議会改革特別委員会 / 進捗状況(スケジュール) 1/2 (※予定を含む)

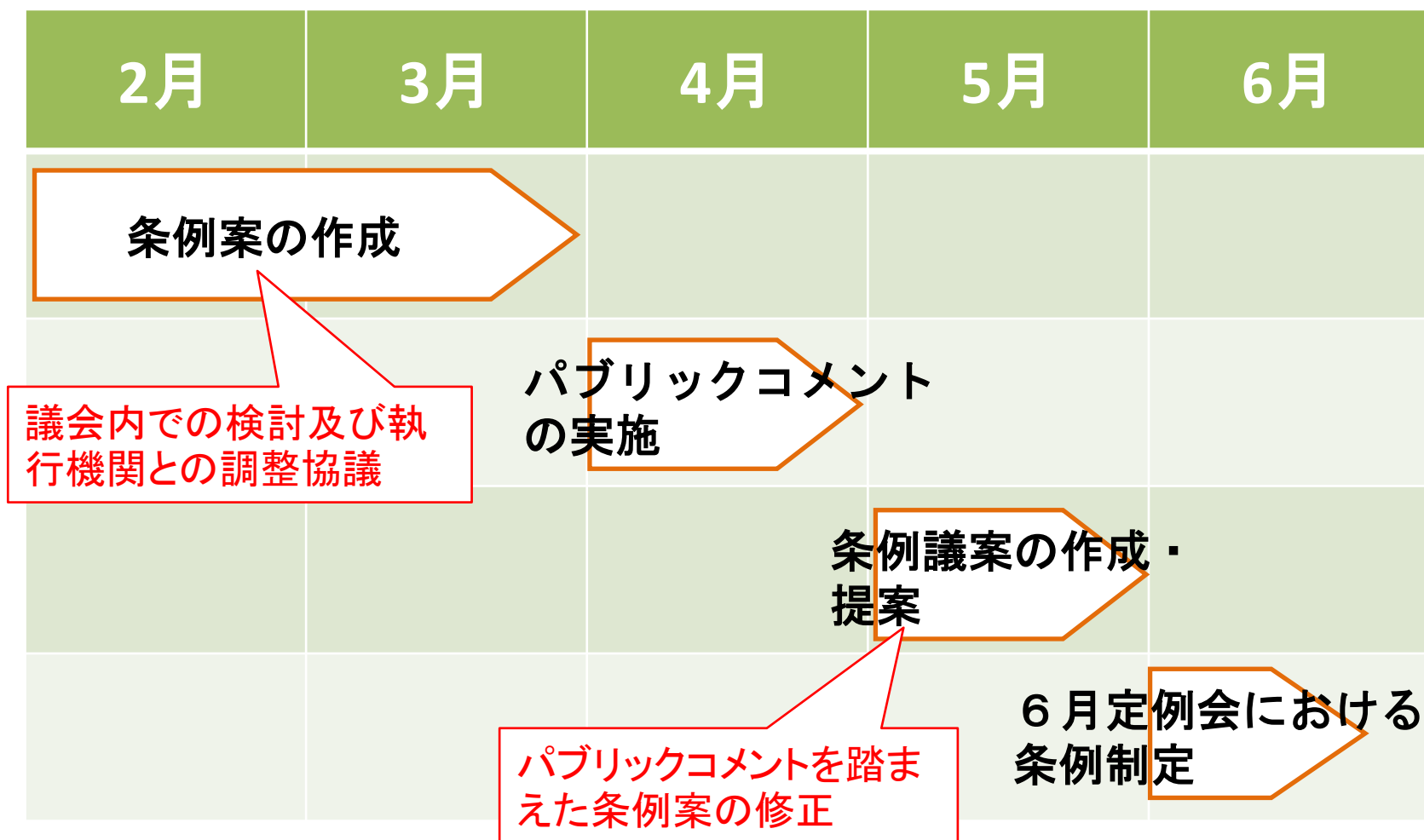
NO.	進捗	審査事項	H24年							H25年							状況
			3月以前	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1	実施済	決算審査方法の見直し	→														9月議会にて実施
2		市民との対話（意見交換）	→														市民懇談会(本会)
3	委員会可決	議会への市民参加	→														
4		政務調査費の使途の明確化	→														
5		図書機能の充実	→									→					
6		常任委員会／テーマ別調査の見直し		→												議会基本条例素案に盛り込む	
7		会派					→									議会基本条例素案に盛り込む	
8		調査機関の設置					→									議会基本条例素案に盛り込む	
9		地方自治法第100条の2の行使					→										
10		市民からの意見聴取										→				アンケートの実施	

議会改革特別委員会 / 進捗状況(スケジュール) 2/2 (※予定を含む)

NO.	進捗	審査事項	H24年												H25年			状況	
			3月以前	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
11	委員会可決	市民意見・提案を活かした政策立案																政策討論会設置要綱案の策定・市民懇談会開催要項の改正	
12		予算・決算の在り方																	
13		議会事務局の体制整備																	議会基本条例素案に盛り込む
14		議員定数・議員報酬の定め方																	
15		議会改革推進体制																	
16		議員の資質向上																	
17	否決	正副議長選挙																	
18		閉会中の文書質問																	
19	審査中	基本的な計画の議決事件化																	
20		執行機関からの報告義務																	
21		議員間討議																	
-		議会基本条例(案)の作成																※	

※以後、パブリックコメントを実施予定

(仮)生駒市議会基本条例制定までの スケジュール(案)



■ (仮)生駒市議会基本条例の構成案 ■

第1章 総則

第2章 議会及び議員の活動原則

第3章 市民と議会の関係

- ・市民参加及び市民との連携
- ・広報広聴機能の充実
- ・市民との意見交換

第4章 行政と議会の関係

- ・監視及び評価等
- ・政策立案及び政策提言等
- ・決算審査及び予算審査
- ・市長等による政策の説明等
- ・市長等からの報告義務
- ・議決事件の追加
- ・会期

第5章 議会運営

- ・討議による合意形成
- ・質問
- ・政策討論会
- ・委員会活動
- ・調査機関の設置
- ・議会改革推進体制
- ・危機管理

第6章 議員

- ・会派
- ・政務活動費
- ・議員の政治倫理
- ・議員定数
- ・議員研修の充実

第7章 議会事務局等

- ・議会事務局の体制整備
- ・議会図書室

第8章 最高規範性

第9章 見直し手続き

第2部 教育と子育て

- ★ 小中一貫教育(スーパースクールゾーン構想を含む)
 - ★ 幼保一元化(子ども園)
 - ★ いじめ問題・児童虐待・体罰
-
- ☆ 給食(給食センター更新など)
 - ☆ 通学路
 - ☆ 校区編制
 - ☆ 部活動
 - ☆ 乳幼児健診
 - ☆ 待機児童
 - ☆ 発達障がい

■小中一貫教育■

基本的な考え方

- 義務教育を「6・3制」でなく区分を外し、融通性のある教育方式とする
- 当初の目的⇒「中1ギャップ」の解消
- 小中学校の円滑な接続⇒新学習指導要領で重視⇒学力向上、児童・生徒指導面でも期待

小中一貫校の設置形態

- ◆施設一体型
- ◆連携型〔◇隣接型 ◇分離型〕

生駒市における動き

- 「高山スーパースクールゾーン構想」の一環として、生駒北小学校と生駒北中学校を『生駒北小中一貫校』（一体型）とする計画を発表。【平成24年10月】
- 生駒北小学校の敷地に新校舎の建設し、平成28年度からの使用を予定。小中一貫教育自体は、先立って平成27年度から開始する計画。

◇小中一貫教育のメリットと課題◇

メリット

- 中学生の不登校出現率の減少
- 児童生徒の学力の向上
- 児童生徒の規範意識の向上
- 指導方法改善等について教職員の意欲が高まる

課題

- 学校規模、地域に応じた取組の工夫の必要性
- 教職員の転勤による、新たな人材の育成
- 小中一貫教育カリキュラムの作成
- 教育活動に関する共通理解及び共通実践

■ 幼保一元化 ■

基本的な考え方

- ① 昼間保育に欠ける世帯 ⇒ 家庭ではできない保育の代替え ⇒ 保育園
- ② 昼間保育が可能な世帯 ⇒ 家庭ではできない教育 ⇒ 幼稚園

①と②のニーズを満たし、なおかつ待機児童の解消を目指す



幼保一元化（一体化）

これまでの経緯

- 平成18年 認定こども園制度が創設
- 平成24年8月 社会保障と税の一体改革の一環として認定こども園法が一部改正、
【本格施行＝平成27年度】

生駒市の動き

- ◆『南こども園』の創設計画（平成24年10月公表）
「南幼稚園」と「みなみ保育園」を一体化、「南幼稚園」の敷地に『南こども園』を新設
【開園予定＝平成28年度】
- ◆「高山スーパースクールゾーン構想」（平成24年10月に公表）
幼保連携型認定こども園『高山こども園』（仮称）の開園を計画

◇幼保一元化のメリットと課題◇

メリット

- 保育時間が柔軟に選べる
- 就労の有無に関わらず施設が利用できる
- 教育活動の充実
- 異年齢交流
- 子育て支援活動の充実、給食の提供

課題

- 待機児童対策としての量的拡大
- 保護者間の、教育・保育に関する認識の差異
- 子ども達の活動や遊びの連続性が無くなる可能性
- 保育内容の充実のための時間の確保
- 大規模化に伴う職員間の連携

■いじめ問題■

1. いじめの報告件数(平成24年度)

	小学校	中学校	合計
学校から	8件	3件	11件
児童・生徒から (アンケート調査:4~9月)	1,122件	194件	1,316件

2. 生駒市の取り組み

- (1) 定期アンケート調査の実施
- (2) 人権教育の推進
- (3) スクールカウンセラー／ソーシャルワーカー等の派遣
- (4) いじめ防止ポスターの掲示
- (5) 電話相談カードの全児童生徒への配布

3. 今後の方針

教育委員会と学校現場が協力し合い、アンケートによる実態把握をし、保護者の協力も得ながら個別に対応して指導を行うなどして、いじめ問題を解決。

■ 児童虐待 ■

実状(H23年度)

数字は虐待相談対応件数

436 (継続279・新規157) … H17年度比 3.6倍

心理的虐待(196)、ネグレクト(120)、身体的虐待(118)、性的虐待(2)

対応

チラシの電話番号へ

- * 相談や通報を受けて、24の関係機関等で組織する『生駒市要保護児童対策地域協議会』が対応
- * 虐待かな?と思ったら、すぐ相談を!

未然防止のために…

子育てに不安や悩みがあれば、子どもサポートセンター **ゆう** に相談を! TEL **73-1005** または **1003**

■ 体 罰 ■

体罰の禁止

「学校教育法」の第11条で禁止が明文化

体罰とは

- ・身体に関する侵害(殴る、蹴る等)
- ・肉体的苦痛を与える懲戒(正座・直立等特定の姿勢を長時間保持させる等)

生駒市の現状

- ・体罰に関する教諭の処分=過去5年間で5件(訓告)
- ・毎月の校園長会で県の担当者から体罰根絶に関する徹底

今後の対応

- ・桜宮高校の事案を受け、県から体罰厳禁を徹底する通知が出される
- ・県が近日中に体罰に係る緊急の実態調査を行う予定